

明石市役所駐車場整理業務委託仕様書

明石市が委託する駐車場整理業務委託の仕様は、次のとおりとする。(以下、明石市を「委託者」とし、業務受託者を「受託者」とする。)

1 業務場所

明石市役所・市役所駐車場、市役所駐車場への進入路

2 履行期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

3 業務従事日時

毎週火曜日、水曜日、木曜日、金曜日(ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く。)
午前9時00分から午後5時00分まで

4 業務従事者数

1名 なお、市役所駐車場の混雑が見込まれる場合は従事者数を増員することがある。
増員する日、員数については、従事前月のうちに連絡する。

令和4年度増員見込み：1業務あたり1名または3名 年間増員数80名

5 業務従事者の配置

業務従事者は、交通事故防止・交通の円滑な流れを促すことを目的とした業務に精通しているものを配置すること。

6 業務内容

業務内容は次のとおりとする。業務にあたっては、駐車場運営及び路線バス運行に支障を与えないように留意すること。

(1) 市役所駐車場で従事する場合

- ① 出庫時における駐車場利用者の出口への案内誘導
- ② 歩行者の安全管理
- ③ その他、市役所駐車場の安全管理に関すること

(2) 市役所駐車場への進入路で従事する場合

- ① 市役所駐車場へ入庫待ちとなっている車及び路線バスの案内誘導
- ② 歩行者の安全管理
- ③ その他、市役所周辺道路の安全管理に関すること

7 業務従事条件

業務従事中は職務に専念すること。
市役所駐車場に通勤用車両を駐車しないこと。

8 業務報告書の提出

受託者は業務に従事するごとに、遅滞無く業務報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

9 貸出物品

業務にあたって、委託者が受託者へ貸し出す物品は次のとおりとする。

- (1) 案内誘導用物品(コーン、バー及び案内看板)
- (2) 通信機器(トランシーバー)

上記物品以外に必要な物品がある場合は、受託者の負担において適宜これを用意すること。

10 その他

- (1) この仕様書に記載の増員見込みについては、あくまでも予定数量であり、この数量を超える、または下回るいずれかの場合においても、単価を変更することなく、契約単価にて支払いを行うものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上、決定する。